

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約の予定の公表

平成28年度第57回室戸市美術展覧会受付委託業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、随意契約を締結する予定であるので、室戸市契約規則第31条の3第1項の規定により次のとおり公表する。

平成28年9月7日

室戸市教育長 谷村正昭

記

(1) 物品又は役務の名称及び数量	平成28年度第57回室戸市美術展覧会受付委託業務 別紙仕様書参照
(2) 契約者の決定方法及び選定基準	見積金額が本業務に係る予算を下回ったとき。高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条に規定するシルバー人材センター連合若しくは、シルバー人材センターであること。
(3) 見積書の提出場所及び提出期限	室戸市教育委員会 生涯学習課 平成28年10月7日 午後3時
(4) 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地	室戸市教育委員会 生涯学習課 室戸市浮津25番地1